

短時間労働者の方も 厚生年金保険・健康保険に加入できます！

平成29年4月から、**500人以下の企業**でも、**労使の合意**により、一定の要件を満たす短時間労働者の方も、社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入できるようになりました。 → 制度の詳細は裏面参照

福利厚生の実施が、従業員の**就労意欲の向上**や**人材確保**に繋がります

▶ 社会保険を導入した場合の事業主のメリット

～ 導入した事業主の声 ～

- ・パート求人を出す際に、「**各種社会保険完備**」と記載することで、人が集まることを期待している。（サービス業）
- ・今後、**短時間労働者の増加が見込まれ**、その方々にも長く働いてもらえるよう、社会保険に加入していただこうと思った。（建築業）
- ・時短が必要となり加入要件を満たさなくなる従業員が退職を考えていたが、**経験を活かして今後も勤務して欲しい**と考えて導入。雇用を維持した。（不動産業）
- ・今までは、従業員約100人の中で10人程度の短時間労働者が、社会保険に加入できなかったが、加入できるようになったので、**従業員の福利厚生**のために導入した。（製造業）

人手不足の解消
が期待できます。

「短時間労働者を含めた福利厚生の実施を図ることで、労働者全員の**就労意欲の促進**に繋がった。（サービス業）」という声もありました！

▶ 社会保険に加入した場合の従業員のメリット

✓ 受け取れる年金額が増えます！

（従業員の声）

- ・受け取れる年金額が増えるので、社会保険に加入できてよかった。
- 老齢基礎年金に加えて、**老齢厚生年金**を受け取ることができるようになります。
- ほかに、万が一障害がある状態になった場合には、**障害厚生年金**が受け取れます。

✓ 医療保険の給付が充実します！

（従業員の声）

- ・健康保険に加入できることになったおかげで、国民健康保険に加入していたときには受け取れなかった手当が受けられるようになり、安心して働くことができ、大変ありがたく思っている。
- 健康保険独自の手当として、**傷病手当金**や**出産手当金**などを受け取ることができます。

制度のご案内

1. 対象となる方（短時間労働者）

- 勤務時間・勤務日数が通常の労働者の4分の3未満^{※1}で、以下の**4要件を全て満たす方**が、対象となる「短時間労働者」です。

(1)	週の所定労働時間が 20時間以上 ^{※2}
(2)	月額賃金 8万8千円以上 ^{※2}
(3)	雇用期間が1年以上見込まれること
(4)	学生でないこと

※1 勤務時間・勤務日数が4分の3以上の方は、通常の労働者と同様に社会保険の加入者となります。

※2 就業規則・雇用契約等で定められた労働時間およびそれに基づいて算出された賃金を指します。

2. 対象となる事業所（特定適用事業所）

- 「短時間労働者」のうち、(a) または (b) の「特定適用事業所」にお勤めの方が、社会保険の適用対象となります。(国および地方公共団体に属する事業所は全てが対象です。)
 - (a) 厚生年金保険の被保険者数501人以上の企業に属する事業所
 - (b) **厚生年金保険の被保険者数500人以下の企業に属する事業所で、労使合意を行った事業所**

(b) の場合、「労使合意」が必要です

- 同意対象者^{※3}の2分の1以上と、事業主との間で、「短時間労働者」が社会保険に加入することについての合意が必要です。
- 加入の手続きにあたっては、(i) ~ (iii) のいずれか^{※4}を添付の上、「任意特定適用事業所申出書」を、年金事務所へ提出してください。
 - (i) 同意対象者の過半数で組織する労働組合の同意書
 - (ii) 同意対象者の過半数を代表する者の同意書
 - (iii) 同意対象者の2分の1以上の同意書

※3 「同意対象者」とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および「短時間労働者」を指します。

※4 同意対象者の過半数で組織する労働組合がある場合には(i)を、ない場合には(ii)または(iii)をご提出ください。

※日本年金機構HPには、申出書・同意書の記載例を掲載しております。また、ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 任意適用拡大

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



「キャリアアップ助成金」を併せてご利用ください

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成する制度で、当該取組を行った際に助成が受けられる場合があります。

詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載されている「キャリアアップ助成金のご案内」をご覧ください。お近くの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。